

令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、十和田市産の農林水産物やその加工品の販路拡大及び新規需要開拓を目的として商談会等への出展及び催事等への出店をする市内の事業者を支援し、もって本市産業の活性化と発展に資するため、予算の範囲内において令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) とわだ産品 市内で生産される農林水産物及び当該農林水産物が原材料に占める重量の割合が概ね50パーセント以上である加工品をいう。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 商談会等 県外（国外を含む。）において、会場での対面により実施される商談会、展示会又は見本市であって、その場での販売を主たる目的としないものをいう。
- (3) 催事等 県外（国内に限る。）において、会場での対面により実施される催しであり、その場での販売を目的とするものを含む。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人、法人（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に限る。）及び団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。
- (2) 団体にあっては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 支援を受けようとする者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書、団体である場合には団体の規約及び構成員名簿

(2) 十和田市が発行する完納証明書

(3) 出展する商談会等の概要がわかる書類又は、出店する催事等の概要がわかる書類

(4) 第5条第1項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書

(5) 第2条第1号に規定する原材料に占める重量の割合を確認できる書類

2 市長は、市が保有する前項第1号に規定する住民票の写し及び同項第2号に規定する完納証明書の情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 1件の申請につき、申し込みすることができる商談会等又は催事等は1件とする。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が別に定める日以後の日で開催される商談会等にとわだ産品を出展する事業又は催事等にとわだ産品を出品する事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費であつて、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成を受けるときは、当該助成金の額を補助対象経費から控除するものとする。

3 補助金の額は、商談会等への出展においては、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は30万円のいずれか低い額以内とし、催事等への出店においては、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は15万円のいずれか低い額以内とする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、第4条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで
に令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に
次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納品書、請求書及び領収書の写しその他補助対象経費を支出したことを証
する書類の写し

(2) 補助対象事業の実績が分かる写真等

(3) その他活動実績の参考となる資料

2 補助事業者は、第4条第4項ただし書の規定に該当するときは、前項の実績
報告書の提出に当たって、消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告し
なければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控
除額が確定したときは、その金額（前項の規定によりあらかじめ減額して報告
した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る
部分の金額）を令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金消費税等仕入控
除額報告書（様式第6号）により報告するとともに、市長の返還命令を受けて
これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第2項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、
及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和7
年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補
助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により額を確定した後には交付するものとする。た
だし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部
又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあっては、令和7年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）によらなければならない。

（事業実施後の措置）

第12条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	内容
謝金又は委託料	事業に必要と認められる通訳及び説明員に対する謝金又は委託料 （補助対象者が雇用する者に係る経費を除く。）
旅費	商談会等又は催事等の開催地まで、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費並びに必要と認められる宿泊費 （2名分を上限とし、その金額については実費額又は十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年十和田市条例第51号）に規定する一般職の職員の例により算定した額のいずれか低い額とする。）
消耗品費	事業に必要と認められる消耗品費
印刷製本費	事業に必要と認められる資料等の印刷費
通信運搬費	事業に必要と認められる郵便料又は送料
基本出展料	商談会等又は催事等の主催者が定めた基本出展料（小間料）
小間装飾費	事業に必要と認められる小間装飾費
借上料	事業に必要と認められる備品借上料